様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年10月28日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	◯知事　　◉市区町村長等
2. 都道府県名	栃木県
3. 市区町村名	那須烏山市
4. 届出番号	5
5. 独自利用事務の事例番号	116-2-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.nasukarasuyama.lg.jp/index.cfm/7,31688,83,359,html

執行機関名　那須烏山市長

知事等(教育委員会)が行う幼稚園就園奨励費の支給に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	私立幼稚園の就園奨励に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	94	
③番号法別表第2の項	116	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		那須烏山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年那須烏山市条例第41号)別表第1第7の項 私立幼稚園の就園奨励に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	子ども・子育て支援法（平成二十四年八月二十二日法律第六十五号）　第1条	那須烏山市幼稚園就園奨励費補助金交付規程　第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条　この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。	第1条　この規程は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)附則第7条ただし書の規定による別段の申出をしたことにより、同法に規定する施設型給付費の支給の対象とならない私立幼稚園(以下「特例私立幼稚園」という。)に就園する幼児の保護者の経済的負担の軽減を図ることを目的とした幼稚園就園奨励費補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し必要な事項を定めるものとする。
⑦独自利用事務の関連規範		那須烏山市幼稚園就園奨励費補助金交付規程(平成22年那須烏山市規程第22号)